

# 住民提案箱

## 「ていあんくん」 を設置しています

町では、町民の皆さんのが声を広く聴く「広聴」機能の向上のため、住民提案箱「ていあんくん」というネーミングで町内の8か所に設置しているほか、町ホームページにも専用のページを開設しています。

ていあんくんには、町に対するご意見やご要望・ご提言、苦情、照会などが寄せられ、担当課などでその対応を協議し、町政に反映させるよう努めていますが、中には新聞の切り抜きや細かくちぎられた紙が投函されていましたり、ホームページからは、他人になりすまし宛先不明の投稿があるなど、正しく利用されていないケースが見受けられます。

今回は、住民提案制度「ていあんくん」の利用について紹介します。



この箱にみんなの意見が  
投函されてるんだね。

施設の大きさにあわせた「ていあん箱」を  
町内の8か所に設置

### ▽住民提案制度の目的

住民提案制度は、町民の皆さんのが声を広く聴く「広聴」の機会を設け、町と町民の情報伝達をスムーズに行い、その提案が町の発展につながることを目的に「住民提案制度実施要綱」を定めて実施しています。

### ▽「提案」を意義するものは

要綱において、「提案」は、町政に関する提案、意見、相談、苦情、照会を意味しています。

### ▽要綱で定める「町民等」とは

住民提案制度は、町民のほか、町内に事業所を有する個人または法人、団体や事業所等に勤務する方、学校に通学する方、町税の納税義務がある方などです。

### ▽提案箱の設置場所

役場早来庁舎・追分庁舎、追分公民館、早来公民館、安平公民館、遠浅公民館、北海道銀行追分支店、追分郵便局の8か所に設置しています。

### ▽提案の処理の流れ

提案箱に投函またはホームページから投稿された提案は、下図の流れで処理されています。

### 【処理の流れ】

(提案を回収)

総務課で提案を受理

町長へ内容報告

副町長指示により担当課で  
対応協議

(担当課の対応)

担当課は提案の処理方針について町長の許可を受ける

提案者が回答を求める場合は、その対処方針について回答

同時に総務課長へ対処の状況・結果を報告する

(総務課の最終処理)

住民周知が必要と判断した場合は広報紙へ掲載